

南阿蘇村商工会

11月12日に兵庫県川西市で開催された「第11回川西まつり」に村の観光PRの一環として参加しました。この川西まつりは地元川西市商工会が主催するもので、村としての参加も今回で7回目となります。

祭り会場の一角に「村ブース」を設け、あか牛の串焼きと商工会のブランド化事業である、「くらしのめぐみ」認定品を販売しました。

あか牛の串焼きは、例年より50本
増やし400本を販売しましたが
好評につき、午後1時過ぎには完売
しました。

「くらしのめぐみ」の認定品販売は
以前購入されたリピーターの方、村
の地震後の復旧状況を聞きに来られ



今年も村商工会ブースでは、村商工会女性部が弁当や珈琲、農産物などを販売しました。そして今年から新たに商工会の村プランD化事業である「みなみあそくらしのめぐみ」が出店をし、認定品である約40点を代行販売しました。その他、美味しい料理コーナーや厳選マルシェコーナーなどにも村の会員事業所様にご出店いただきました。

2日間とも晴天に恵まれ、例年を上回る来場者が訪れ、熊本の復興を感じさせる2日間となりました。

今年も村商工会アースでは、村商工会女性部がお弁当や珈琲、農産物などを販売しました。そして今年から新たに商工会の村フランチャイズ事業である「みんなあそくらしのめぐみ」が出店をし、認定品である約40点を代行販売しました。その他、美味しい料理コーナーや厳選マルシェコーナーなどにも村の会員事業所様にご出店いただきました。

「もと物産フェア」が開催されました。
昨年は熊本地震の影響により開催されなかつたため、2年ぶりの開催となりました。

■第2回
くまもと物産フェア

いまだに、「架空請求」の郵便はがきが送りつけられる事が後を絶ちません！

▼今回の事例
・「消費生活情報センター」を名乗る者から「確認通知書」と題した郵便はがきが送りつけられる架空請求の事案が多発しています。

▼類似の事例

- ・「日本司法支援協会」を名乗る者から「民事訴訟裁判通達書」と題した郵便はがきが届いた
 - ・「全国紛争処理支援センター」を名乗る者から「紛争問題確認書」が届いた
 - ・「民事訴訟管理センター」を名乗る者から「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」と題した郵便はがきが届いた
 - ・「国民訴訟通達センター」を名乗る者から「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題した郵便はがきが届いた

南阿蘇
消費者
相談室
から

【お問い合わせ】
南阿蘇消費者相談室
TEL(67) 2244
相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
旧久木野庁舎
※巡回相談日を除く

▼共通点

- ・消費者に身に覚えや心当たりがないが、はがきの文面には「未納料金」「裁判」「訴訟」「差し押さえ」「最終」と消費者の不安をあおる言葉が並んでいる。

▼消費者へのアドバイス

- いかにも実在しそうな機関を名乗り、言葉巧みに消費者の不安をあおってだまそうとする手口は、差出人や題名を変えて何度も繰り返されている。
 - 慌てて電話をかけない！「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、決して連絡しない。
 - 無視し続ける勇気を持つ！ 真面目で誠実な方ほど、言われるがままに対応し、被害に遭つことがある。どんなに巧妙な記載がされていても、身に覚えがなければ冷静に無視することが大切。

12月12日(火) 南阿蘇村役場 会議室

巡回消費者相談日